

## 第6章 大蔵省機構の拡充の推移

講和発効後の大蔵省機構の変化は、大蔵省百年の歴史の中でも特に注目すべきものであろう。明治前半期の組織づくりの時代、あるいは日華事変から太平洋戦争、さらに終戦後の占領行政の期間という、特殊な条件のもとにあった機構の改廃を別として、平時の機構の拡充がこれほど進んだ時期はない。しかもこの期間は極力行政の無駄を省こうとして、機構拡充の抑制努力が続けられていた。そのため、大蔵省職員定数規程による定数は、27年8月1日の本省24,066、外局52,032から43年6月15日の本省25,990、外局51,151へとほとんど増減がない。

しかし、大蔵省の仕事の量的増大は、27年度から44年度の間、予算でみれば8,527.5億円から6兆7,395億円へ8倍し、国税予算は6,382億円から5兆9,037億円へ9倍し、財政投融资計画は4,556億円から3兆0,770億円へ7倍している。貿易額は輸入が27年度の21.06億ドルに対して、41年度ですでに100億ドルを突破して、43年度に132.9億ドルと6～7倍している。経済官庁としての大蔵省に関連する経済諸指標の変化

を提示すれば、どの部門においてもそれは著しい増大となってあらわれる。

これら指標の示すものは、これらの経済活動量の増大に対応する行政事務量の増大である。それは必ずしも量的比例を伴うものではないが、むしろ質的な変化と多様化を伴うものである。その変化、多様化が大蔵省の機構の拡充をもたらしたものであることは贅言を要しないが、その変化過程は決して単純ではない。約17年の間に本省の部局編成は関税局と証券局を増し、管財局と為替局は国有財産局と国際金融局とに変わったばかりであり（43年6月に国有財産局と理財局とが統合）、一見大きな変化ともみえないけれども、各局内部の組織の変遷と、それぞれの部課の所掌事務内容の変化をみると、この期間が大蔵省百年の歴史の中でも特記すべき激動期であることを知る。ことにこの変化は本省付属機関としての各種審議会等の設置廃止、それぞれの審議会等の活動をみると、その激動の実感を強める。以下数節に分けてこの変遷をみることにしたい。

### 第1節 本省機構の変遷

#### 1 内部部局の推移の概要

本省機構の変遷をみるにあたって、27年8月の大蔵省設置法の改正にふれなければならない。24年制定の大蔵省設置法では、組織を本省と外局に2大別し、本

省を内部部局、付属機関、地方支分部局に三分し、外局を証券取引委員会、国税庁、造幣庁、印刷庁に四分していた。これを27年には本省と国税庁に大別して、造幣庁、印刷庁をそれぞれ造幣局、印刷局として本省の付属機関とし、独立の証券取引委員会を廃して、本省

とにしよう。

27年の大蔵省設置法改正に際して、財務官を財務参事官に改めた。このほかに、新しく大蔵省組織令の制定によって、分課の規程を定めるとともに、大蔵省組織規程で財務調査官の設置を決めた。財務調査官は官房長の命を受けて、総合的な研究調整を要する特定事項について調査し、その処理にあたるものとされ、その機動的な活動が期待されたが、それは当然機構の面でも拡充不可避な部門での活動にふり向けられることになって、財務調査官の配置される部門の機構の拡充に結びつくことになった。当初8人の財務調査官設置で発足したが、その機能の拡充と、重要性の配慮と、行政体制の確立の観点から、財務調査官等の特別な職の設置は大蔵省組織令によることになった。

さて27年8月公布の大蔵省組織令によって、講和後の本省内部部局の分課を示そう。大臣官房は秘書、文書、会計、地方、調査の5課と日本専売公社監理官室、財務参事官室の2室が置かれた。すなわち調査部が調査課となり、従来の財務官室を財務参事官室として官房組織内に入れた。主計局は総務、司計、法規、給与の4課で、従来の共済課は給与課に吸収され、別に組織規程で主計官11人以内の設置が定められた。2人減員である。主税局には税関部のほかに税制第一、税制第二、調査の3課が置かれ、税関部には業務、調査統計、鑑査の3課が置かれた。従来の税制課が2課に分かれた。理財局は総務、国庫、資金、経済、証券第一、証券第二、外債の7課となった。理財局の組織はかなり変わった。為替局の新設によって関係2課が削られ、証券取引委員会の廃止によって証券第一、証券第二の2課が設置され、見返資金課が廃止された。管財局には総務、国有財産第一、国有財産第二、外国財産管理、外国財産補償、閉鎖機関、特殊財産の7課が置かれたが、その組織は講和前の残務をなお多くかかえた体制を示していた。特別に設置されていた公団清算室が閉じられ、公団から国が引き継いだ債権管理のための特殊財産課が設置された。銀行局には検査部のほかに総務、銀行、特殊金融、保険の4課と金融制度調査室が置

内の事務機構と、付属機関としての証券取引審議会とに分解した。同様に外国為替管理委員会を廃して本省に為替局を設置し、外国為替審議会と外資審議会を置いて、いわゆる行政委員会を整理し、行政体制を確立した。この体制がその後一貫して維持された。

#### (1) 局課の変遷

この講和後の体制建直しによる本省の内部部局の変遷をみよう。27年8月には官房のほかに主計、主税、理財、管財、銀行、為替の6局が置かれ、従来の5局に為替局が加わっていた。そして主税局の税関部と、銀行局の検査部は存置されたが、官房の調査部は廃止された。この部局内の組織変更については後述することにして、その後の部局の変遷を略述しよう。

為替局の設置は外国為替管理委員会廃止に対処したものであったから、これは特に機構拡充とはいえない。むしろ証券取引委員会の廃止が証券部の設置ともならず、大臣官房調査部が廃止されたことは、それが行政機構の整理の一環の措置であったことを知る。このような事情で、その後の部局増設は長らく許されなかった。36年11月に、関税定率の全面的改正を機に、税関部が主税局から独立して関税局となり、37年5月に、株式市場対策と証券行政の重要性を考慮して、証券部が設置された。次いで39年6月には、貿易為替自由化一段落と OECD 加盟後の行政体制再編成で、為替局が国際金融局となり、証券業界の体質改善を企図して、証券部は証券局に昇格し、また管財局は国有財産局となった。翌40年5月に、地震保険新設を機に銀行局に保険部を設け、なお、43年6月には、政府の1局削減方針によって、国有財産局を理財局と統合し、関係各課を新しい理財局に配属した。

部局だけの変遷では、主計局、主税局（税関を除く）の組織、また保険、証券等を除く銀行局、理財局の組織の大きな変化はなかったようにもみられるが、むしろ、部局の変更なしに、増大した行政事務の処理を続けた内部組織の変遷にこそ、これらの部局の特色をみることができる。それら個々の組織をみる前に、一般的な体制拡充を、特別な職の推移によってとらえるこ

かれ、検査部には管理、審査の2課が置かれた。資金運用課は資金課となって理財局に移され、国民貯蓄課が廃止されて、金融制度の整備改善に関する調査企画等のための金融制度調査室が新設された。新設の為替局には総務、企画、資金、管理、調査、外資の6課が置かれた。

この分課体制は、29年5月に理財局に地方資金課を設け、証券関係2課を証券課に統合することで補足されたが、その際、経済課の事務の一部を管財局に回して閉鎖機関課を特殊清算課に改めた。この改正は課の増設が許されなかったための措置で、証券行政は非力となったが、地方財政再建の課題は、国の行政機構の整理合理化への要請ともなっており、31年4月には全般に課の数を減らすことになった。これは行政審議会の行政機構改革についての答申に対応した、政府の一連の機構改革によるもので、行政運営改善のために各省庁の課の2割整理が決められたためであった。なお、この行政審議会の答申では、行政機構改革で中心的な問題となった予算編成機構については、主計局を大蔵省から内閣に移して予算局を設置することは取り上げられず、予算関係委員会の新設による予算編成方針の審議が示された。

31年4月以降、大臣官房では5課2室制が地方課、日本専売公社監理官室、財務参事官室の削減で4課制となり、管財局では7課を5課とするために、外国財産管理課と外国財産補償課を合して外国財産課とし、特殊財産課を特殊清算課に吸収した。また銀行局では4課1室の金融制度調査室を削り、特殊金融課を特別金融課として、別に中小金融課を置いて5課制に改め、検査部の2課を廃した。この改正で課、室としては削られても、その行政事務が廃されたわけではなかったから、大臣官房には財務局監理官が置かれ、管財局に接収貴金属監理官が置かれ、銀行局には金融制度調査官、統括金融検査官2人以内が置かれた。

32年8月には財務調査官等の特別の職の設置が政令となって、大蔵省組織令、大蔵省組織規程が改正されたが、その際加えられた職と人員とを記すと次のよう

になる。財務局監理官(従来は財務局監督官)、財務考査管理官、日本専売公社副監理官各1人、財務調査官13人以内、専門調査官3人以内、主計官12人以内、主計監査官3人以内、税関考査管理官1人、関税調査官3人以内、資金管理官、証券検査管理官、管財監査官、接収貴金属監理官、金融制度調査官、金融検査管理官、金融検査審査官各1人。なおこの改正に際して管財局に管理課を増設した。

講和後の6～7年は占領政策からの解放と経済自立体制の確立との課題を背負った財政の運営であり、組織の体制であったから、課の増設について特に緊急の必要が求められることはなく、31年の課の2割削減にもどうにか応じ得たが、33年後半から経済の成長が高まり、大蔵省の行政の領域が拡大するようになると、形のうえて課の数を抑制しておくことの意味が失われた。34年4月には証券課を従来の証券第一課と証券第二課に分割するとともに、証券担当の財務調査官を配し、為替局に投資課を増設、銀行局に貯蓄奨励官を追加し、管財局の特殊清算課を廃して国有財産第三課を置き、各課の分課の規程を改めた。そして同年9月には財務局監理官、金融検査管理官、金融検査審査官を廃して、官房に地方課、銀行局検査部に管理課、審査課を復活した。35年4月には国税通則法の制定、法令の簡素化合理化等のために、主税局に臨時税法整備室を設け、また銀行局保険課を生命保険と損害保険とに事務を分担して、保険第一課と保険第二課に分けた。また管財局の外国財産課を廃止した。

なお34年については4月に管財局に臨時貴金属処理部が置かれたことを記しておかなければならない。それは貴金属第一、貴金属第二の2課制の部であったが、40年5月に廃止されるまで、終戦後占領軍によって接収され、講和後日本政府に返還された貴金属の処理にあたった。この処理方法については、接収貴金属処理審議会が大蔵省の本省付属機関として設置され、その審議にあたった。

36年以降では、それまで抑制を続けた局課の増設が抑えきれなくなって、次々と組織を拡充する方向に転

外貨予算の廃止や為替管理の縮減に対応して、資金、管理、調査の3課を企画、国際機構、国際収支の3課に改めて、職務配分の転換を進めた。証券局の新設で、従来証券部に付属していた証券第一、証券第二、証券検査の3課の事務を移すとともに、経済課の事務を移し、総務、企業財務、証券業務、投資信託、証券検査の5課とした。理財局はこれによって4課を減じて総務、国庫、資金、地方資金、資金管理、外債の6課となった。またこの改正に合わせて、大臣官房に資料統計管理官を置いて、調査課の職務の一部を移した。

40年には39年以降の新しい財政金融政策の方向が局部的に固められた。5月の組織令改正等で、地震保険施行を機に銀行局に保険部が設置され、関税局には企画課が増置された。一方、国有財産局の臨時貴金属処理部が廃止されて、残務が貴金属処理課によって続けられたが、それも翌41年3月で廃止された。なお40年で特記すべきは、国債発行政策への転換であるが、40年には10月に国債発行準備室が理財局に置かれ、公債政策を含めた財政政策の広報のために、大臣官房文書課に広報室が置かれた。この公債発行財政の実施に対応して、41年4月には理財局に国債課が置かれたが、同時に外債課が廃止された。

43年6月の国有財産局と理財局との統合に伴う機構改正では、旧国有財産局の総務課を国有財産総括課と改めた以外は、従来の各課がそのまま理財局に配属された。

(2) 特別な職の状況

本省内部部局の局課の変遷の過程でもふれたが、この局課の改廃に付随して、特別な職務の設定改正があったが、部長あるいは課長に準ずるもの、さらに課長補佐に準ずるもの設定があるので、これにふれておきたい。この特別な職制の設定は、地方支分部局、外局等との関連で、講和後の行政組織拡充の性格を示すものである。特別な職については局別にまとめよう。

まず大臣官房については、27年8月の大蔵省組織規程で財務調査官8人以内設置が決まり、その後31年4月に14人以内に増強され、32年4月に13人以内に改め

じた。それまで大臣官房を除いて総務課のなかったのは主税局だけであったが、税制調査会が体系整備と国税通則法とに積極的に取組んだことを契機に、36年6月に総務課を設け、税関部においても、ブラッセル関税率採用の一般的関税率の改正を旨として、まず企画課を設置した。また理財局には証券検査課を加えた。税関部の企画課の設置は、関税局新設についての大蔵省設置法が、国会審議の渋滞で遅れたための措置であったから、設置法改正によって、36年11月から関税局が独立した際の組織は、総務、業務、調査統計、鑑査の4課と税関考査管理官、関税調査官を配するものとなった。この11月に官房に厚生管理官が設けられて、職員の厚生問題を統括することになった。

36年秋以降の金融引締政策後の株式市場対策等に対処して、37年5月に理財局に証券部が設置された。同時に、同局の資金管理官を廃して、資金管理課を設けたが、このほか、主計局に調査課を置き、為替局の投資課を投資第一課と投資第二課に分けた。翌6月には、主税局の調査課と臨時税法整備室を廃して、税制第三課と国際租税課を置いて、各課の職務配分を改めた。

38年には貿易自由化の推進に関連して関税問題が表面化し、さらに関税の一括引下げが世界の関税政策の課題となったことから、3月に関税局の分課を、総務、国際、監視、業務、鑑査の5課として、これに関税調査官と税関考査管理官を加えた。その6月には関税中央分析所を設けた。

39年は大蔵省の行政組織の転換の年であった。IMF 8条国への移行、証券対策への積極策の推進等の対内金融政策の転換に合わせて、6月には管財局、為替局を国有財産局、国際金融局に改め、証券部を証券局に昇格して、理財局から独立させた。国有財産局については、管財監査官を廃して鑑査課を加えた以外に、特に分課の規程を変更しなかったが、国際金融局については、その組織替えを4月に予定していたので、為替局のまま分課を4月に改めて、それを国際金融局に引き継いだ。すなわち、総務、企画、国際機構、国際収支、短期資金、外資、投資第一、投資第二の8課で、

られてから大蔵省組織令に移され、38年4月に14人以内に再度増員された。なお財務調査官は43年6月に審議官と改称された。財務調査官制度と同じく採用された専門調査官制度は、3人以内の設置を決めてから基本的な変更がなかったが、37年から39年にかけて4人以内に一時増員があった。この専門調査官制度は43年6月に廃止され、別に参事官制度が設置されて、官房に5人置くことになった。なお地方課の廃止に対応して31年4月に設置された財務局監督官は、32年8月に財務局監督官となり、34年9月の地方課復活で廃止されたが、29年10月に5人以内の設置が決めた財務考査官は、32年8月の財務考査管理官設置によって4人以内となったが、36年11月に5人以内、40年7月に4人以内と変った。既述の36年11月以降の厚生管理官の組織は、34年4月から組織規程で設置された厚生管理官の職務に、統括の権限を与えたものであったが、37年5月に新しく、規程で営繕専門官1人の設置を決めた。調査課の職務遂行のために33年7月に調査統計官21人以内の設置を決め、さらに36年6月には研究分析官2人以内の設置を加えたが、調査統計官は39年6月に19人以内に減員した。なお40年7月には既述の広報室設置に先んじて、文書課に能率専門官が置かれた。

主計局については、設置法で次長2人の設置が決められ、規程で主計官11人、主計監査官3人の設置が決められていたが、39年6月に次長は3人に強化され、32年4月に主計官は12人に増員された。このほか28年11月に予算実施監査官5人以内が設置されたが、32年8月に6人以内に、その後、43年4月に7人以内に増員された。なお主計局では39年4月に共済計理官1人が置かれることになった。

主税局については税関関係の特別の職があっただけで、27年以降の税関調査官3人以内と29年10月に設置された税関考査官15人以内とであったが、32年8月の改正で税関考査管理官が置かれたので、税関考査官は14人以内に減員した。

理財局（証券局を含む）関係では、次長制以外は証券問題についてだけ特別の職があったとよかった。

例外は、後に資金管理課設置で廃止された資金管理官が一時置かれただけである。27年以降、取引所監督官と証券検査官14人以内との設置が認められていたが、32年8月の改正で本省の取引所監督官は廃止され、証券検査官を統括する証券検査管理官制がとられた。証券検査官はその後34年4月に15人以内に増員されてから激増し、36年6月に17人以内、37年5月に22人以内、38年4月に27人以内、39年6月に30人以内、40年7月に33人以内、41年4月に38人以内と改められた。41年4月には証券監査官5人以内を設置した。なお、43年6月の国有財産局との統合に際して、次長1人を2人に増員した。

管財局については、30年4月に国有財産監査官5人以内の設置を決めたのが最初で、31年6月にはこれを10人以内に増員したが、31年4月には管財司計官と接収貴金属監督官が置かれた。32年8月の改正で管財司計官が廃止され、国有財産監査官を9人以内に減員して管財監査官を置いた。その後38年に鑑定審議官1人を置き、39年6月に国有財産監査官を9人から13人に増員し、宿舍専門官1人を置き、40年4月には国有財産鑑定官3人以内を、41年4月には訟務専門官2人以内を置いた。

次に銀行局関係では、既述の金融制度調査官のことを除けば、31年4月設置の統括金融検査官2人が、32年8月に金融検査管理官、金融検査審査官と改められたのであるが、金融検査については24年に20人であった金融検査官が27年には100人にまで増員されていた。32年4月にその中から24人を財務局に回して76人と改めたが、43年4月に77人となった。32年には保険計理官2人以内を置くこととした。その後しばらく組織変更がなかったが、41年6月に保険計理官を3人以内に増員し、新しく地震保険監査官3人以内を置いた。

為替局としては、34年4月に為替検査官7人以内の設置が認められてから、38年4月に10人以内に、39年6月にこれを13人以内に増員し、さらに41年4月には17人以内に、42年6月には18人以内に増員した。

なお27年以降本省に大蔵省顧問、大蔵省参与各1人

1人、病院には副院長が置かれていた。研究官は36年6月に4人以内に増員されたが、工場の次長制度は37年に廃止された。また32年の業務部の組織改正で、みつまた課が廃止されるに際して、みつまた管理官を当分置くことにしたが、その後この体制が続けられた。付属機関として、次に記しておかなければならないのは審議会等であって、大蔵省行政に直接関連のある常設機関が、大蔵省設置法によって設置された。まず27年8月の状況を示して、それからその後の変遷にはいろいろ。

講和発効時の国会で協賛を得た法律に基づいて、大蔵省設置法で本省付属機関に追加指定されたものは、企業会計審議会、証券取引審議会、外国為替審議会、外資審議会であり、これに従来からの機関、すなわち関税訴訟審査会、関税率審議会、金利調整審議会、特定契約審査会、専売事業審議会、国民金融審議会、財政制度審議会、資産再評価審議会、旧軍港市国有財産処理審議会、連合国財産補償審査会、在外公館等借入金評価審議会、公認会計士審査会を加えると、付属機関の数は16に達する。これに総理府の付属機関であって、大蔵大臣の諮問によって資金運用部資金の方針等を審議する資金運用審議会を加えると17となる。これらを見れば大蔵省行政における審議会等の存在意義を知ることができる。審議会はそれぞれに異なった機能を持つてはいるが、税制以外について、およそどの部局についても、その行政の基本事項について審議会を置く体制が作られた。もちろんすべての機関が常時積極的に活動したわけではないが、すでに説明したように、大蔵省の施策が、これら審議会に対する諮問に基づいて進められたのであり、その方向は経済自立体制の整った34年ごろから強まった。したがって、審議会の活動も活発化し、審議会の設置も追加されている。

まず30年に、自動車損害賠償責任保険審議会が置かれ、31年には臨時税制調査会が総理府に設置されたが、その31年6月には金融制度調査会が設置され、翌32年5月には国有財産中央審議会、庁舎等調整審議会、33年5月には国家公務員共済組合審議会が設置された。

置くことが認められていたが、37年1月に大蔵省顧問は若干人に改められて、顧問制度活用に弾力性が加えられた。

### (3) 付属機関

27年の設置法改正で造幣庁、印刷庁は造幣局、印刷局となって、外局から本省の付属機関にかわった。このような基本体制の変更があったが、組織分課についてはすべて従来どおりであった。造幣庁の東京支庁を造幣局東京支局にするというように名称の変更があった。造幣局の組織はその後10年近く変更がなかったが、36年4月に総務部に職員課が作られてから、37年5月には作業部を製造部とし、研究所を廃して作業管理部を作り、分課も作業管理部は技術、企画、施設の3課とし、製造部は作業部の際のよう解、貨幣、装金、試験製練の4課のほか庶務課を設け、総務部の工作課を加えた。38年4月には貨幣課を貨幣第一、貨幣第二の2課とした。また、東京支局も37年5月により解課を、38年4月に工作課を増置し、同じく広島支局にも37年5月に工作課を置いて、それぞれ7課、6課に課をふやした。

印刷局については32年6月に業務部の業務課とみつまた課を廃して証券課と図書課を置き、36年11月に長官官房を総務部として経営調査課を置いた。38年4月には、印刷局本庁舎を市ヶ谷から赤坂に移し、市ヶ谷工場も新築の赤坂に移動した。39年7月に造幣部の印刷課を印刷第一課、印刷第二課に分け、40年4月に図書印刷室を設けた。40年4月には会計課が業務部から総務部に移り、製造部の印刷第一課、同第二課は技術課と印刷課とに改組された。

なお造幣局と印刷局とについて記しておかなければならないのは、特別な職務についてである。造幣局の研究所、病院には所長、院長のほか研究官3人以内と副院長が置かれていた。研究所廃止後は作業管理部に研究官2人以内が設置された。なお40年7月以降東京支局に次長が置かれた。印刷局の研究所、工場、教習所、病院にはそれぞれの長が置かれていたが、研究所には研究官3人以内、滝野川工場と酒匂工場に次長各

34年4月には金融機関資金審議会、保険審議会、専売制度調査会と接収貴金属等処理審議会が置かれた。金融機関資金審議会が2年、専売制度調査会が1年の時限での設置であったが、金融機関資金審議会は38年に常設の機関に切り替えられた。また、37年3月限りでしよう脳専売法が廃止されたので、37年9月まで臨時しよう脳事業審議会が置かれた。行政不服審査法の制定で、37年9月から関税訴訟審査会は関税不服審査会と代わり、41年7月施行の審議会等の整理に関する法律によって、資産再評価審議会、庁舎等調整審議会、接収貴金属等処理審議会が廃止された。また税制調査については、毎年のように特別の名称の調査会、懇談会が作られたのちに、税制調査会として総理府の付属機関として常設された。なお補助金の合理化のために37年4月に補助金等合理化審議会が総理府に作られたが、すでに説明したように、その設置の前に大蔵省内に臨時補助金問題等懇談会が作られて、多くの準備的調査審議が進められた。税制改正、財政投融资計画、証券対策、金融政策、為替自由化、関税改正のいずれをとっても、34年以降の諸政策がこれらの機関との積極的な連繋なしに進められたものはなく、それらの関連の政策史は、それぞれの審議会の審議内容を知ることで明らかとなるといつてよい状況となった。40年度の国債発行にあたって、財政制度審議会、金融制度調査会、証券取引審議会に大蔵省が積極的に働きかけて、その基本方向を固めたことは、この審議会等の存在意義が十分に示された好例であった。

付属機関の第三のグループは研修所等である。28年8月に税関研修所が設置され、各税関には研修所の支所が置かれた。職員に対する研修体制は、その後36年11月に財務研修所と会計事務職員研修所の設置によって強められた。財務研修所については各財務局の所在地に支所が置かれた。このような研修組織とは別に、38年6月には関税中央分析所が設置された(所在地松戸)。

## 2 地方部局の推移

本省内部部局の整備とともに27年8月には本省の地方支分部局の体制も整った。地方支分部局は財務局と税関であり、その名称、位置、管轄区域は講和前に引き続いた。10財務局と6税関を中心に、財務局には財務局の所在する府県以外の各府県に財務部を配し(北海道には6カ所)、さらにその下に出張所を置き、税関には主要な対外交渉の地に税関支署を置き、さらに関税事務の必要に応じて税関出張所、監視署を設けたことも講和前に引き続いた。その後財務局、財務部の名称、管轄区域に変更はなかったが、税関については28年8月に横浜税関から独立して東京税関が、門司税関から独立して長崎税関が設置され、税関支署についても対外交渉の増加と地域的条件変化に即した変更が加えられた。東京税関の設置も国際空港としての羽田支署の活動の増大と、東京港の貿易量の著増に対処したものであり、税関支署の変更設置よりもさらに多く税関出張所、税関監視署の名称、位置の変更等が、このような状況変化に対応して進められた。財務部の出張所はもっぱら管財行政のために設置されたものであったから、管財局の分課の変遷に示された状況に即した変更が加えられた。まず財務局の変遷からみよう。



関東財務局のある合同庁舎

### (1) 財務局

全国に配置された財務局、財務部、出張所の27年8月末の組織は、財務局に局長官房(関東の総務部)と理財、管財の2部を置き、関東、北海道、東海、中国、

北九州の5局には取引所監理官を各1人、近畿財務局には同じく3人以内を置いた。局長官房には総務、経理の2課、理財部には主計、理財、金融、融資の4課、管財部には管財第一、管財第二、徴収の3課を置いた。この管財部については関東財務局では第三課、第四課を、近畿、東海、中国、北九州の4財務局については第三課を増置した。管財の仕事が特にこれらの地域で多いことを示していたが、この事情は財務部の組織においても取り上げられ、財務部は主計、理財、管財第一、管財第二の4課を基本としたが、横浜をはじめ25の財務部に総務課を、横浜をはじめ6の財務部に管財第三課を置いた。管財第三課のある財務部にはすべて総務課が置かれたが、管財第三課が九州の長崎、大分の各財務部に置かれて、管財行政の地域的な特殊性を示した。出張所の内部組織は大蔵大臣承認で財務局長が定めることになっていた。

#### (A) 内部部局

財務局の組織について、26年には関東財務局では局長官房を総務部としていたが、その後32年4月に近畿、34年4月に東海、36年4月に中国、37年4月に北九州の順に総務部制に移り、38年4月以降は、全財務局が総務部制をとり、財務局は総務、理財、管財の3部組織となった。この推移は局長官房だけの事務機構の拡充の必要を示したのではなく、各部の内部についても、次長制の採用、財務局監察官、国有財産監査官等の設置にその事情をみる事ができる。このような専門の職の推移は後述に残して、まず各部の分課の変遷をみよう。

局長官房あるいは総務部は、総務、経理の2課を基本として、32年4月に関東局に人事課を置くことを追加したが、40年4月に関東、近畿両局に厚生課を置くことにした。

理財部の組織は、主計、理財、金融、融資の4課構成に42年6月に経済調査課を加えて5課となったが、この経済調査課については、36年4月に関東、近畿、北海道、東海の4局に新設して、37年4月には北九州局に、40年4月に東北、中国両局にも置いて、経済調

査課を置くことを基本にし、41年4月に南九州、42年6月に北陸、四国と全局に置くことにした経過がある。この間、35年4月に関東局、38年4月近畿局、39年4月東海局と、証券課をそれぞれ新設した。また関東局に41年4月に金融検査課を、43年4月には証券検査課を置くことにして、金融課、証券課の事務を分担した。総務部、理財部の組織の推移は比較的単純であったが、管財部については事情は大いに異なった。まず管財第一、管財第二、徴収の3課構成の基本は、30年4月に総括、管財、徴収の3課制に改められ、37年4月にはこれに財産調査課を加えた4課制となり、40年4月には、総括、宿舎、管財、徴収の4課制に改められた。この編成の3転は管財部の職務の重点の変遷を示すものであった。

27年までに関東局については、管財第三、管財第四の2課を、近畿、東海、中国、北九州の4局については、管財第三課の増置を認めていたが、30年4月の改正に際して、管財課の組織を関東局等について拡充し、関東、近畿、東海、中国、北九州の5局に不動産課と動産課を置き、関東局はさらに不動産第一課と不動産第二課に分け、関東、近畿両局には物納財産課を置いた。次いで32年4月に財産調査課を関東、近畿、東海、中国、北九州の5局に置き、近畿財務局の不動産課を不動産第一、不動産第二の2課に分け、関東局に宿舎課を加えた。33年6月には東北局に財産調査課の設置を加えた。なお、北九州の不動産課、動産課はもとの管財課に戻した。35年4月には不動産課、動産課の組織を変えて、管財第一課、管財第二課、管財第三課と改めて5課制とした。次いで35年10月に近畿局の管財第三課を廃して宿舎課を置き、36年4月には関東局に訟務課を置き、北海道に財産調査課を置いた。38年4月関東局に宿舎第二課を置き、39年4月には管理課を新設したほか、宿舎第一課を宿舎課に、宿舎第二課を宿舎建設課に改称し、さらに東海、中国両局に宿舎課を置いた。宿舎の増加に応じて40年から41年にかけての改正で、分課の基本に宿舎課を入れ、財産調査課を例外とし、宿舎課を北海道、東北、北九州、南九州の

4局に置き、関東局で管理課を管財総務課に改称するとともに、関東、近畿、東北、東海、中国、北九州6局の管財課、物納財産課または財産調査課をそれぞれ改組し、管財課のナンバーを増加させて各1課を設置した。このような財務局ごとの特異性にかんがみて、42年6月には管財部についての基準となる分課を廃して、10局を5種に分けてそれぞれに分課を定めた。関東財務局では管財第二部を設け、管財第一部は管財総務、総括、普通財産調整、指導第一、同第二、直轄財産第一、同第二、訟務の8課、管財第二部は宿舍、宿舍建設、徴収の3課とし、近畿、東海両局では総括、宿舍、普通財産調整、指導、直轄財産第一、同第二、徴収の7課とし、北海道、東北、北九州3局では総括、宿舍、普通財産調整、直轄財産、徴収の5課とし、北陸財務局では総括、管財、徴収の3課、中国財務局では総括、宿舍、普通財産調整、指導、直轄財産、徴収の6課、四国、南九州両局では総括、宿舍、管財、徴収の4課とした。次いで、43年4月に北陸局にも宿舍課が置かれ、四国、南九州両局と同じ分課制となった。

以上の分課の推移は局別にかかなり大きな差を示しているが、このような差異は特別な職、専門の職の設置配分についてさらに強く示されている。次長制はまず理財部と管財部について、30年4月に関東、近畿両局にそれぞれ1人設置され、管財部については34年4月に中国局にも1人置かれ、35年4月に関東局が2人となった。その後関東局では40年4月に次長3人となったが、42年6月管財第二部設置に伴い2人となり、近畿局が1人増加して2人となった。理財部については36年4月に東海局にも1人置かれることになった。また、43年4月には関東局の総務部に次長1人が置かれた。

27年以来設置されている専門の職から取り上げよう。取引所監理官は27年に近畿局に3人、関東、北海道、東海、中国、北九州の5局に各1人置かれていたが、32年8月に関東局は2人となり、43年2月に神戸証券取引所廃止に伴い近畿局は2人となった。39年4月には証券取引所に対する監督強化のために取引所副監理

官制をとって関東、近畿両局に各1人を置き、40年4月に東海局にも1人置いた。証券業に対する監督の強化は証券検査官の増員によってこれを見ることができ、27年の組織規程では証券検査官は86人以内と決められたが、33年6月に98人以内、35年4月に108人以内、36年4月に121人以内、37年4月に126人以内、38年4月に131人以内、39年4月に146人以内、40年4月に167人以内、41年4月に175人以内、42年6月に180人以内と毎年増員し、この期間に倍増した。また、証券取引法第26条の規定に基づく検査等を行なうため、42年6月に証券監査官2人以内を設け、43年4月に4人以内とした。次に金融検査官についてみると、26年に各局を通じて160人以内を置くことにしていたが、32年4月に本省の検査官24人を移して184人以内としたのち、中小企業金融の増大に対処して、33年6月に207人以内に増員してから、34年4月に218人以内、35年4月に226人以内、37年4月に231人以内、41年4月に232人以内、43年4月に233人以内に増員した。

このような既存体制の強化よりも、次長制の採用にみられるような、新しい専門の職の設置が、この時期の財政金融政策の推移を示している。29年10月に財務局職員の服務監察のために、財務局監察官制度が作られ、各局を通じて13人以内が置かれたが、37年に首席財務局監察官制度がとられて、首席（関東局に1人）を含めて13人以内となったが、39年4月に首席財務局監察官を関東、近畿両局に置くことに改めたのちに、41年7月にこれを除いて13人以内とすることにした。

総務部には専門の職は置かなかったが、理財部には前述の証券監査官、証券検査官、金融検査官のほかに、まず28年11月に本省の主計局に予算実地監査官を置くこととして、各局を通じて115人以内とした。その後33年6月に120人以内、39年4月に125人以内、40年4月に130人以内と改めて、会計法第46条の規定による監査の体制を固めた。また資金運用部資金の融資量の増大、ことに地方団体への運用金の使用状況調査等のために、32年4月に融資課に地方資金監理官を置くこと

以上のように、財務局を通じての組織の拡充が進められ、それは本省の組織強化に対応したものであったが、この財務局の組織強化はまた、財務部の組織にも影響した。財務部は財務局の所在しない府県と北海道との42カ所に置かれ、27年以降その数も所在地も変更がなかったが、財政金融の施策に応じて、その組織はかなり大きく変わった。この推移をみるためにまず基本的な組織の変遷をとらえ、次に地域的な特色をとらえることにしよう。

財務部の分課は26年には主計、理財、管財第一、管財第二の4課制を原則とし、特に必要と認められた25財務部に総務課を、6財務部に管財第三課を設置したが、30年4月の機構整備で、主計、理財、管財の3課制を原則としたのちに、32年4月に総務課を加えて4課制とし、さらに36年4月には融資課を加えた5課制に拡充した。この組織強化に加えて、39年4月からは次長制を設けて、横浜、京都、神戸の3財務部に次長各1人を置き、40年4月には千葉、浦和、静岡に、41年4月には新潟、岡山、長崎の各財務部にも各1人置くことにした。このような推移は、各財務部の例外的組織の一般化の過程ともみることができるが、各財務部の特殊性をも含めて機構の推移をとらえよう。

27年には横浜をはじめ25の財務部に総務課を置き、横浜、浦和、京都、山口、長崎、大分の6部には管財第三課を置いた。総務課設置は32年に総務課を加えた4課制をとるまで変更しなかったが、30年4月の機構整備に際して、管財課だけの財務部を10にとどめ、他を管財第一課、管財第二課のものとままとし、さらに横浜に管財第四課を置き、京都の管財第三課を物納財産課に改め、横浜、新潟、京都、神戸、岐阜、山口、長崎の7部に融資課を新設した。その後総務課制をとるかたわらで、管財第一課、管財第二課の体制を例外とし、管財課を基本とする方向を強化して、32年4月には20部、33年6月には22部に増加させ、次いで32年4月に山口、長崎の管財第三課を廃止し、33年6月に京都に管理課を置くとともに、融資課のある財務部を17に増加させた。その後35年までに、横浜の管財第四

にしたが、同年8月これを地方資金管理官と改め、各局を通じて10人以内とした。さらに経済調査課の設置を基本として、その活動強化を図ったことに即して、40年4月に各局を通じて経済調査官13人以内を置き、41年4月に21人以内に、42年6月に26人以内に、43年4月に28人以内に増員した。

管財部については、本省の管財局に国有財産監査官制度が設けられたことに即して、30年4月に国有財産監査官を置くこととして、各局を通じて100人以内としたが、31年6月に95人以内とし、さらに35年4月に100人以内に増員した後で、36年4月に各局に首席国有財産監査官を置くことにしたので、これを90人以内に縮小し、39年4月に94人以内に再増員した。その職務には宿舍政令（25年8月政令第80号、のちに宿舍法に引き継ぐ）による監査も含められたが、宿舍課の設置が組織の基本となるほどに公務員宿舍の建設、維持管理問題が大きくなったのに即して、40年4月にその建設等の処理にあてるために、各局を通じて10人以内の宿舍専門官を置き、41年4月には24人以内に、42年6月に26人以内、43年4月に29人以内に増員した。また国有財産処理にあたっては、その評価、測量等の専門技術を要するので、32年4月に国有財産鑑定官制度を設け、各局を通じて25人以内を置いたが、35年4月に32人以内、36年4月に38人以内、37年4月に43人以内に増員したのち、39年4月には37人以内として、別に関東局に15人以内置くことに改め、40年4月にはさらに46人以内とし、関東局も18人以内に増員したが、41年4月には再度各局を通じる形に戻して、人員を82人以内、42年6月に100人以内、43年4月に119人以内に増員した。また41年4月に関東、近畿、中国の3局に首席国有財産鑑定官をそれぞれ1人置き、42年6月には東北、東海、北九州に、43年4月には北海道、南九州に置いて、8人とした。さらに国有財産については、その処理に伴う訴訟事件の解決促進を企図して、41年4月に訟務専門官制度を作り、各財務局を通じて15人以内置くことを決めた。

(B) 財務部

課を廃し、管財第三課設置を横浜、千葉、大分の3部に改めたが、横浜、京都に徴収課を置き、京都の管理課を廃し、融資課設置を22の部に広げた。すなわち、管財第二課以上のある部も融資課のある部も、財務部42の約半数に減少あるいは増加したわけである。36年の融資課を加えた5課制実施に際して、融資課を置かないことにしたのは北海道の5財務部だけとなり、管財第二課まで置く財務部は20に縮小、管財第三課は横浜、千葉、神戸の3部に置かれることになった。徴収課は横浜、千葉、京都に置かれた。38年4月に北海道の5財務部にも融資課が設置されて、分課の体制はこれではほぼ固まった。39年4月に神戸に徴収課が置かれ、42年6月に京都財務部の物納財産課が管財第三課と名称変更になっただけがその後の変更であった。

(2) 税 関

次に税関の組織の変遷をみよう。27年8月の税関の内部部局は、税関長官房のほか監視、業務、鑑査の3部を置き、この編成は6税関に共通であったが、28年8月に東京、長崎両税関を設置するについて、両税関には鑑査部を置かなかった。税関長官房には秘書、文書、会計の3課、監視部には警務、旅具、審理、貨物の4課、業務部には輸出、輸入、為替、統計の4課、鑑査部には輸出鑑査、輸入鑑査第一、輸入鑑査第二、輸入鑑査第三、調査の5課を置くことを基本とし、各税関を通じて、鑑査部に関税鑑査官18人以内を置くこととした。そして、横浜、神戸両税関の監視部に次長を各1人、横浜、神戸、大阪、名古屋、門司の5税関の



横浜税関庁舎

鑑査部に外国小包郵便課を置いたが、大阪、名古屋、門司の3税関の鑑査部には輸入鑑査第三課を置かなかった。

これらの措置は税関業務が特定の開港に集中していたことを示していたが、それは経済が自立から成長へと推移するにつれて漸次変わり、28年8月の東京税関設置以来、東京税関の重要性は急速に高まり、組織もそのような状況に対応して漸次変更された。東京、長崎両税関の設置にあたり、これらの税関においては税関長官房に秘書課、文書課を置かずに総務課を置き、また、鑑査部を置かなかったために業務部の分課を特に変更して、東京税関では、他の税関の業務部の各課のほか、輸出鑑査課、輸入鑑査課および外国郵便課と航空貨物課とを置き、業務部次長を設け、長崎税関では分課を整理して、業務部は業務、統計、鑑査および外国郵便課の4課だけとした。また、この際、函館税関については、税関長官房および監視部の組織は東京税関の組織に準じ、業務部には為替課を置かず、鑑査部は鑑査課と調査課とした。28年2月には横浜、神戸両税関の監視部警務課を陸務課、海務課に分け、同年9月には各税関の外国小包郵便課が外郵出張所に振替え廃止された。

講和後の税関組織のこのような変遷と多様性は、一面では地域的な特色を示すものではあったが、他面では体制が整っていなかったことを示すものでもあった。30年に東京税関の管轄区域を東京都から埼玉、群馬、山梨、新潟、山形の5県を含める地域にまで広げ、その組織に鑑査部を加えることで税関の全国的な体制が整備されたから、この時点から組織の変遷と各税関ごとの特色をみることにしよう。

組織を税関長官房と監視、業務、鑑査の3部分に分け、それぞれに課を配置する基本の体制は、27年以来変わらなかったが、30年9月に業務部には徴収課が増設されて5課制となった。この体制はしばらく続いたが、35年4月に鑑査部を課に分ける組織を廃して、関税鑑査官による事務分掌の体制をとった。36年11月に本省の税関部を関税局に拡充するに際して、税関の組織も

組み替えられたが、大蔵省設置法の改正が遅れたためにその改正が11月となったこともあって、すでに年度当初から組織替えが始められ、36年6月には税関長官房に税関審査官8人以内、業務部に計算管理室、鑑査部に関税鑑査官の設置が決まった。36年11月の改正では税関長官房を総務部として部長を置き、分課を総務、人事、会計の3課とするともに、横浜、神戸両税関の監視部および業務部に管理課を置いた。そして翌37年4月には、それ以外の税関の監視部と業務部および門司、長崎、函館以外の税関の鑑査部に、それぞれ管理課を加えて、それらの部の機構は原則として5課制、6課1室制および1課と専門官制に拡充し、38年4月には総務部に調査官6人以内を置き、税関審査官を10人以内に増員し、鑑査部に分析官を設置した。次いで39年4月には業務部に次長制を設け(39年11月に長崎税関に設置された次長は鑑査部を置かないための措置)、40年4月には総務部に厚生課、監視部に旅具検査官32人以内、業務部に関税実地監査官3人以内をそれぞれ設置し、鑑査部に価格調査官制を加えることにした。41年4月には総務部に関税広報官8人以内を置き、41年7月には監視部に関税警務官101人以内を設置し、41年9月には監視部の貨物課を業務部に移した。

以上の変遷は管理体制の強化と専門の職の拡充であったが、その他の面においては、関税についての申告納税制度の採用、その他事務量の急増に対処して、事務処理体制の整備を図るため、42年7月に業務部と鑑査部を解体して輸出部と輸入部に改め、輸出部には管理、保税、統計の3課と関税審査官および調査官を置き、輸入部には管理、収納の2課と関税審査官、価格調査官、分析官および調査官を置くことにし、総務部に次長制を採用し、さらに税関監察官制度(11人以内)を設けたほか、監視部審理課に審理官53人以内を設置した。このような組織一般の拡充と変更のなかにおいて、各税関ごとの組織の変更に特色が示された。

30年8月に東京税関に鑑査部が置かれたときの例外は、税関長官房については長崎、函館両税関を総務、会計の2課制としたこと、監視部について横浜、神戸

両税関に警務課を置かず、陸務、海務の2課を置き、東京、函館、長崎3税関に旅具課を置かなかったこと、業務部では東京税関に航空貨物課を置き、大阪、名古屋、門司、長崎、函館の5税関に徴収課を置かず、函館税関には為替課を置かなかったこと、鑑査部については、東京、大阪、名古屋、門司4税関に輸入鑑査第三課を置かず、函館税関は鑑査課と調査課だけを置いたことであり、長崎税関では鑑査部を置かず、業務部の組織を業務、統計、鑑査の3課としていた。また監視部次長を横浜と神戸の税関に置いていた。30年9月には大阪、門司両税関の監視部警務課を陸務、海務の2課に分け、31年11月には長崎税関の業務部に次長を置き、次いで32年4月には横浜、神戸両税関の業務部の輸出課、輸入課を輸出第一課、輸出第二課、輸入第一課、輸入第二課と拡充し、鑑査部に分析鑑定室を設置し、東京税関に図書調査課を特設した。次いで35年の鑑査部の機構改革で、課を置かず関税鑑査官に職務分担をさせることになったが、各税関の関税鑑査官の人数は東京7、横浜12、神戸13、大阪5、名古屋6、門司4、長崎2、函館2、合計51で、それまでの課あるいは室の合計31と関税鑑査官19の合計を越える数となっていた。また神戸の監視部の陸務課、海務課は警務第一課、警務第二課に改められた。

36年11月の機構拡充に前後して、一般に課、室の増設が定められたが、37年4月における監視部の管理課、業務部の管理課の設置は横浜、神戸両税関にとどめられ、また業務部の計算管理室と鑑査部の管理課は門司、長崎、函館3税関に置かれなかった。鑑査部の管理課設置によるポストの増加を除いて、関税鑑査官は5人増員されたが、その配置は横浜2、東京、大阪、名古屋各1であった。また、神戸税関業務部には航空貨物室が置かれた。39年4月には次長制を東京、大阪、名古屋3税関の監視部に広げ、40年4月には新たに横浜、神戸両税関の業務部に次長制を設けた。39年4月には神戸税関業務部に輸出第三課と航空貨物室を、横浜税関業務部に輸入第三課を置き、神戸税関から横浜税関へ関税鑑査官を1人移した。また関税分析官は長崎、

函館両税関には置かず、新しく図書調査官を東京税関に5人、横浜税関に1人置くことにした。さらに40年7月には長崎税関に鑑査部を置き、次長制を鑑査部に広げて、40年4月に横浜、神戸両税関に置き、41年4月には東京税関にも置き、門司税関の監視部に次長を置いて、長崎税関の業務部次長を廃した。このような過程で、40年11月には神戸税関の体制が大きく変更されて、業務部の輸出第二課以下に第六課までを置き、輸入第一課、輸入第二課、為替課を廃して、徴収課、計算管理室を鑑査部に移し、関税鑑査官を2人増員した。東京税関では航空貨物課を航空貨物第一課と同第二課に分け、門司税関では為替課を廃した。なお関税鑑査官については、門司から東京へ1人移し、分析官5人増員は神戸2、東京、横浜、長崎各1で、価格調査官は門司、長崎、函館3税関には置かれなかった。

以上の推移からみて、組織の変更は東京、横浜、神戸の3税関に集中し、その強化策であったといえる。それは42年7月の組織替えによっていっそう明らかとなった。その際、総務部の調査官7人を8人に増員し、新たに総務部の次長を東京、横浜、神戸の3税関に置き、監視部の関税警務官を20人増して121人以内とし、旅具検査官も36人以内を39人以内に改めた。輸出部については課の数を3課に整理して、あとは関税審査官による事務処理を決めたのであったが、函館税関には関税審査官を置かず、東京税関8人、横浜税関10人、神戸税関11人、大阪、名古屋両税関は各3人、門司、長崎両税関には各1人を置いた。また、このほかに調査官3人を置いた。輸入部については鑑査部のときよりも収納課がふえていたが、長崎、函館両税関には収納課を置かず、関税鑑査官にかわる関税審査官と従来からの価格調査官、分析官の配置に東京、横浜、神戸3税関の事務量の増大が反映した。このほかに調査官6人を置いた。輸出部、輸入部の次長制が業務部、鑑査部の場合と同様に、この3税関にだけ置かれている

ことも、この事情を示すものであった。

第8-14表 輸入部の関税審査官等配置(42年度)

	東 京	横 浜	神 戸	大 阪	名 古 屋	門 司	長 崎	函 館	計
関税審査官	9	11	14	6	7	3	1	2	53
価格調査官	3	3	2	1	1				10
分析官	2	2	3	2	1	1	1		12

税関支署の組織は、税関長が大蔵大臣の承認を経て決定することになっているので、一般的な体制の推移を記すことはできないが、その次長制については記しておくなければならない。38年4月に羽田、新潟、札幌3支署に各1人置き、39年4月に羽田は2人、42年7月には羽田に3人、川崎、清水に各1人を置いた。なお支署の数は27年に48であったが、東京、長崎両税関設置で46に減じたのちに、30年8月に川崎、千葉、尼崎、京都、油津、下関、宇部、名瀬、札幌に置いて55となり、32年4月には松山、宮津、宮古、佐伯を加え、37年4月に姫路、39年4月に小名浜を加えて61に増加した。なお税関出張所、税関支署出張所と税関監視署、税関支署監視署については各税関ごとの数の推移を記すにとどめる。

第8-15表 税関支署数推移

年 末	東 京	横 浜	神 戸	大 阪	名 古 屋	門 司	長 崎	函 館	計
27		6	11	5	3	13		10	48
29	1	4	11	5	3	8	4	10	46
31	3	4	12	6	3	11	5	11	55
33	3	4	13	7	3	12	5	12	59
35	3	4	13	7	3	12	5	12	59
37	3	4	14	7	3	12	5	12	60
39	3	5	14	7	3	12	5	12	61
41	3	5	14	7	3	12	5	12	61
43	3	5	14	7	3	12	5	12	61

第8-16表 税関出張所、監視署数推移

年 末	出 張 所								監 視 署							
	東 京	横 浜	神 戸	大 阪	名 古 屋	門 司	長 崎	函 館	東 京	横 浜	神 戸	大 阪	名 古 屋	門 司	長 崎	函 館
27		7	9	10	1	17		3		8	24	9	9	44		10
29	2	7	9	11	2	16	7	5	1	5	9	3	5	16	15	3
31	4	7	8	11	2	14	13	6	4	3	9	3	5	16	14	3
33	4	7	7	11	2	14	14	5	4	3	6	2	5	16	14	3
35	4	7	7	12	2	14	14	5	4	3	9	1	5	16	14	3
37	4	7	8	13	4	14	15	6	3	3	9	1	4	16	14	3
39	5	8	9	14	7	14	16	6	3	2	9	1	4	16	13	3
41	7	9	11	14	10	16	16	6	2	2	9	1	3	16	12	3
43	7	12	13	14	12	18	15	7	0	2	6	1	2	10	7	0

## 第2節 国税庁機構の拡充

昭和27年の大蔵省設置法の改正で、外局は国税庁だけとなった。ここでは国税庁の組織の変遷をみる。設置法は内部部局、付属機関、地方支分部局という構成を示し、長官の下に次長1人を置き、内部部局に長官官房と直税、間税、徴収、調査査察の4部と、国税庁監察官120人以内の設置、付属機関に国税庁協議団、税務講習所、その他の設置、地方支分部局に国税局11と税務署、税務署支署の設置を示した。国税局の内部部局として総務、直税、間税、徴収、調査査察の5部と国税局協議団、その他の付属機関を置いた。その後の設置法による組織の改正は、34年に醸造試験所を設置法による付属機関としたこと、39年に税務講習所を税務大学校としたことであり、同じく39年に東京国税局の調査査察部を調査第一部、調査第二部、査察部に三分し、大阪国税局の調査査察部を調査部と査察部に分け、さらに、42年には東京国税局の調査部を第一部から第三部までに三分したこと組織変更の一端をみることができる。以下、大蔵省組織令、ことに大蔵省組織規程の改正の推移の記述によって、国税庁の機能

の変遷をみることにしたい。

### 1 内部部局の推移

まず国税庁の内部部局の分課については、27年8月の組織令によると、長官官房には総務、人事、会計、広報の4課と監督官、監察官の2室、直税部には所得税、法人税、資産税の3課、間税部には酒税、消費税の2課、徴収部には管理、徴収の2課、調査査察部には調査、査察の2課が置かれた。そして組織規程により、監督官40人以内、直税実査官50人以内、間税実査官30人以内、国税調査官40人以内、国税査察官50人以内の設置が定められた。分課の改廃についてみると、31年4月の行政機構改革で、広報課、監督官室、監察官室を廃して、国税広報官、首席監督官、首席監察官を置き、続いて31年6月に長官官房に審議官4人以内を置いた。35年4月には厚生管理官を置き、翌年6月これを厚生課に改め、37年6月には直税部に審理課を新設した。40年には国税広報官を廃して広報課を復活した。このように分課の面だけでは、内部部局の改廃は

徴々たるものであった。このほかに特別な職として30年7月に直税実査官、問税実査官の制度を国税実査官制度とし、その人員を140人以内に増員して実査体制の充実を図った。一方、監督官は40人以内から、31年6月に審議官設置に際して36人以内に改め、32年8月には35人以内に減員した。なお、組織規程に規定されていた首席監督官は組織令による設置となった。

## 2 国税局の機構の拡充

### (1) 局課の変遷

国税局の組織は各国税局によってかなりの差があるが、一応基本の組織を示してから各局の特色を示し、さらにその変遷をみよう。27年8月の国税局の部の構成は庁の構成に準じたものであったが、分課は多少異なる。総務部には総務、人事、考査、会計、厚生、統計の6課、直税部には所得税、法人税、資産税の3課、問税部には酒税、消費税、監視の3課と鑑定官室、徴収部には管理、徴収の2課、調査査察部には調査、査察の2課を置き、東京、大阪の両国税局の調査査察部に次長を置いた。各国税局を通じて、直税部に直税実査官600人以内、問税部に鑑定官45人以内、問税実査官400人以内、徴収部に国税徴収官400人以内、調査査察部に国税調査官1,420人以内、国税査察官450人以内の設置を決めた。分課については、東京、大阪両局では総務部に営繕課、徴収部に特別整理課を置き、調査査察部の調査課に代わって調査第一課から同第五課までの5課を置き、名古屋国税局では営繕課と調査第一、同第二、同第三の3課を置き、関東信越、広島、



金沢国税局旧庁舎

福岡の3国税局では、営繕課と調査第一、同第二の2課を置き、仙台、熊本両国税局には営繕課を置いた。東京、大阪両局の調査第五課は新設であった。

この組織は、分課について28年7月に東京局で調査課をさらに2課増設したが、関東信越、広島両局の調査課を1課制に戻し、31年7月には東京、大阪、名古屋3局の調査査察部の機構を改めた。すなわち、部を課に分けるのではなく、特別な事項を分担する課を設けて、部全体の機能の強化を図った。東京、大阪両局では、課としては調査管理と調査審理の2課だけを置いて、国税調査官の訓練や調査の方針、あるいは計画にあたるなどの企画的職務を扱うことにした。名古屋局では調査課に代えて調査管理課を置いた。この改正にあたって東京、大阪両局の調査査察部の次長を、それぞれ2人から3人に増員したが、国税徴収という特殊な職務を扱うについての特別な官職が、その後急速にふえる方向をこの組織変更が示していた。この点の記述はあとにして、分課の推移を記しておこう。

39年までは課、室の組織には変更がなく、7月に東京、大阪両局の直税部に国税訟務官室を置き、東京局には資料調査課を置いた。また東京、大阪両局の徴収部に国税訟務官室を置いた。そして既述のように東京局の調査査察部を調査第一部、調査第二部、査察部の3部に分けて、従来の2課を調査第一部、調査第二部の下に置き、大阪局についても調査部と査察部に分けて同様に2課を調査部の下に置いた。また福岡局では調査課を調査第一、調査第二の2課に分けた。次いで40年4月には、東京、大阪両局の査察部に査察管理課を置いて、同課で国税犯則取締法に基づく調査、検査等の方針、計画にあたるなどの企画的職務を扱うことにした。41年4月には東京局の総務部に事務管理課を置き、43年7月には大阪局にも同様に事務管理課を置いた。また42年には東京局の調査部を第一部から第三部までに三分し、第二部と、第三部に調査総括課を置いた。

### (2) 特別の職の設置とその拡充

このような特定局の機構の整備強化は、国税徴収事務の地域的集中傾向を示すものであったが、事務量の

増大は特定局に限られたものではなく、この増大に対処して、専門的な職務の設置とその増大が続いたから、その事情を部門別に記すことにしよう。

国税局では各部ごとの次長制がとられた。27年に調査査察部にだけ置かれたが、42年までに問税部を除く各部に設けられた。しかし、すべての国税局に設置されたのではなく、また各部に1人ということでもなかった。この事情を次長設置の順にその推移をみよう。27年には東京、大阪両局の調査査察部に次長各1人を置くことと定めたが、翌28年7月にこれを各2人とし、31年7月にはさらに各3人に増員した。34年4月に東京4人、大阪3人、名古屋1人に改め、39年6月には東京局で調査第一部、同第二部、査察部に分けたことに応じて両調査部に各2人を配し、大阪局で調査部と査察部に分けたので、調査部に2人置くことにした。そして41年4月に東京局で第一部2人、第二部2人、査察部1人に増員し、その後42年7月に東京の調査部を第三部にまで拡充した際に、調査第一部に2人、同第二部、同第三部に各1人と査察部1人計5人とし、大阪の調査部の次長を3人に増員した。43年7月に東京局の査察部の次長を2人にした。

徴収部の次長制は35年4月に東京、大阪両局に各1人置かれ、それが42年まで続いている。

総務部の次長制は38年4月に東京、大阪両局に各1人置いたことで始まり、40年4月に名古屋局にも1人置き、42年7月に関東信越局にも1人配置した。

直税部の次長制は39年7月に東京、大阪両局に各1人置いてから、40年4月に総務部と同じく名古屋局にも1人置くことにした。

次長制は42年に関東信越局に1人配置されるまでは東京、大阪、名古屋の3局に限られ、東京局は43年に各部合計9人にもなった。

次に各局を通じる特別な職務をみることにするが、初めに統括官について記そう。統括国税調査官と統括国税査察官の設置は31年7月に始まるが、統括国税徴収官の設置は特別整理課の廃止に対処するものであった。統括国税調査官は31年7月に東京12人以内、大阪

7人以内、名古屋4人以内と決めてから、34年4月に東京を14人以内に改め、36年6月に大阪を8人に、37年7月に東京を17人に増員し、38年4月に大阪を9人に改め、39年7月に3局それぞれ1人増員して、東京の両調査部を各9人以内、大阪10人以内、名古屋5人以内とした。40年4月には東京局をそれぞれ10人以内、11人以内に改め、42年7月には同じく調査部の3部制によって、それぞれ、第二部10人以内、第三部11人以内とし、43年7月に東京局の第二部と大阪局とを各11人とした。統括国税査察官は31年7月に東京3人以内、大阪2人以内と決めたが、39年7月の組織拡充に際して、東京5人以内、大阪4人以内、名古屋2人以内と3局とも各2人の増員をし、41年4月に東京を7人に、42年7月に同じく9人以内に増員し、43年7月には東京を10人以内に、大阪を5人以内に増員した。

特別整理課は東京、大阪両局にだけ置かれていたが、36年6月にその廃止後に設けられた統括国税徴収官については、東京、大阪両局各2人と名古屋局に1人が置かれ、翌37年6月には関東信越局にも1人置かれた。38年4月には東京、大阪両局を各3人以内とし、福岡局にも1人置き、39年7月には東京局を4人以内として、広島局にも1人置き、40年4月には東京・大阪両局で各1人増し、41年4月には名古屋局で1人増員し、42年7月には東京局を1人追加して6人以内とし、43年7月に仙台に1人を置いた。

各国税局の特別な職は種類が多いので、職務ごとの説明としよう。総務部には次長以外の特別な職はない。直税部、問税部、徴収部に共通の国税実査官、国税訟務官があるのでこれからみると、国税実査官は、直税部は27年に各局を通じて600人以内と決めていたが、30年7月に650人以内、32年10月に730人以内、36年6月に755人以内、37年6月に775人以内、43年7月に777人以内に増員した。問税部は同じく400人以内と決めていたが、32年10月に470人以内に改めた。徴収部については30年7月に350人の設置を定め、それが43年まで続いている。

次に国税訟務官については、35年4月に直税部にま

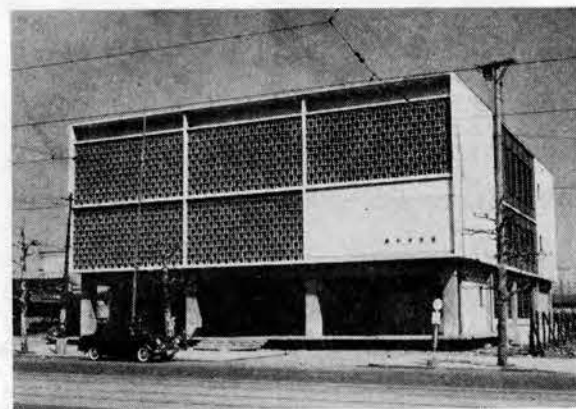


ず置かれ、東京2人、大阪1人として、36年6月にそれが各3人に改めたのち、37年6月には各局を通じて15人以内に増強し、翌38年4月に20人以内、41年4月に27人以内、42年7月に33人以内、43年7月に37人以内に増員した。徴収部には35年4月に東京、大阪両局に各1人置いてから36年6月にそれを各2人とするとともに、関東信越、名古屋、広島、福岡の4局にも各1人を置き、翌37年6月には各局を通じて12人以内と改め、38年4月には15人以内、41年4月に19人以内、42年7月に22人以内と増員した。間税部については41年4月に東京、大阪、名古屋3局に各1人を置き、42年7月には関東信越、札幌、仙台の3局に各1人を置き、43年7月にはさらに広島、福岡の2局にも各1人を置くことになった。

間税部にはこのほかに鑑定官があり、徴収部には国税徴収官がある。鑑定官は27年に45人以内であったが、30年7月に70人以内に増員された。国税徴収官は27年以降各局を通じて400人以内が続いた。

調査査察部には国税調査官と国税査察官とが置かれ、国税調査官は27年に1,420人以内であったのが、税務署の国税調査官制実施によって、その人員だけ減じて38年7月に1,050人以内に改め、43年7月に1,080人以内に改めた。国税査察官は、24年に各局を通じて450人以内と定めてから、20年近く改正がなかったが、42年7月に500人以内に、43年7月に530人以内に増員した。

### 3 税 務 署



麴町税務署庁舎

税務署の組織変遷については、一応2段階の区分が必要である。税務署はその基本の組織を31年9月までは5種類としていたが、31年9月以降これを3種類に整理したので、この基本体制の変更に即した区分をする。しかし後述のように、31年までに税務署の活動の質的变化があったというのではなく、むしろ31年以降の事務量の増大、その地域的集中が顕著であり、この組織改正はそのような展開への体制整備とみることが許されよう。

24年の大蔵省組織規程では税務署の組織は総務、直税、間税の3課制であったが、27年8月の改正で税務署をAからEまでの5種に分け、Aでは総務、徴収、所得税、法人税、間税の5課制、Bでは総務、徴収、直税、間税の4課制、Cでは総務、所得税、法人税、間税の4課制、Dでは総務、直税、間税の3課制、Eでは監理、庶務の2課制とした。全国503税務署の中でA種に属するものは41だけで、大部分はD種として364にこれを適用し、Eに該当する署も69設けた。すなわち、従来よりも多くの課に分ける必要のある署と、3課を必要としない署とを別の分類としたのであって、B、Cの4課制よりも5課制とする必要を認めたことで、新しい種類別の体制を作って、3課制に対する例外という扱いを避けたのであった。A種が東京、大阪、名古屋3国税局に集中したことはいうまでもない。

この種類別はその後ごく一部の修正でござされたが、31年1月に都市にある47税務署の昇格が行なわれた。この措置によっても十分ではなく、さらに次の昇格を配慮しなければならなかったことと、31年に実施された全般的な機構改正で7月に東京、大阪、名古屋3国税局の調査査察部の体制改正が行なわれたのに即して、8月に従来の5種類中C、Dを廃して新しいA、B、C3種に統合することに改めて、その改正に合わせて旧16C署のAへの昇格、旧150D署のBへの昇格と旧69E署の自動的C署への転換を実現した。

講和後の税務署の組織体制は、31年8月で第二の段階に移ったが、すでにこの新しい体制の中で特定の署については徴収課、法人税課に次長を置いて体制強化

を図った。国税局に特別の職、専門の職が増加したのと同じような方向がここに始まっている。しかし、31年以後の税務署の活動体制については、単に組織の制度的な面だけでは説明しきれないものがある。実体面と結びつけてみてゆく必要があるが、まず制度面での変遷を取り上げよう。

税務署の種類をA、B、Cの3種とする基本は、その後も変更がなかったが、次長制が33年6月には所得税課にまで広げられたのち、36年6月には次長制を廃して課の増設を認める方向をとるとともに、副署長制を採用し、所得税課について所得税第一課、同第二課に、

第8-17表 国税局別、府県別税務署数推移

局 別		年 末					
		37	38	39	40	41	42
東 京	東 京	36	36	38	40	41	42
	神 奈 川	11	11	12	12	12	12
	千 葉	10	10	10	10	10	10
	山 梨	5	5	5	5	4	4
	計	62	62	65	67	67	68
関 東	埼 玉	10	10	10	10	10	10
	茨 城	8	8	8	8	8	8
	栃 木	8	8	8	8	8	8
	群 馬	9	9	9	9	9	9
	計	60	60	59	59	59	59
大 阪	大 阪	28	29	29	29	29	29
	京 都	13	13	13	13	13	13
	兵 庫	25	24	24	24	23	23
	和 歌 山	4	4	4	4	4	4
	計	84	84	84	84	83	83
札 幌	30	30	30	30	30	29	
仙 台	宮 城	9	9	9	9	9	9
	岩 手	9	9	9	9	9	9
	福 島	12	12	12	12	11	11

局 別		年 末					
		37	38	39	40	41	42
仙 台	秋 田	9	9	9	9	9	9
	青 森	8	8	8	8	8	8
	山 形	9	9	9	9	9	8
	計	56	56	56	56	55	54
名 古 屋	愛 知	17	17	19	19	18	18
	静 岡	13	13	12	12	12	12
	三 重	9	9	9	8	9	8
	計	48	48	48	48	47	46
金 沢	石 川	5	5	5	5	5	5
	福 井	6	6	6	6	6	6
	富 山	4	4	4	4	4	4
	計	15	15	15	15	15	15
広 島	広 島	15	15	15	15	15	16
	山 口	13	13	13	13	13	13
	岡 山	11	11	11	11	11	11
	鳥 取	3	3	3	3	3	3
	計	51	51	51	51	50	51
高 松	香 川	6	6	6	6	6	6
	愛 媛	9	9	9	9	9	8
	徳 島	7	7	7	7	6	6
	計	28	28	28	28	27	26
福 岡	福 岡	17	17	17	17	18	18
	佐 賀	5	5	5	5	5	5
	長 崎	8	8	8	8	8	8
	計	30	30	30	30	31	31
熊 本	熊 本	10	10	10	10	10	10
	大 分	12	12	12	11	11	10
	鹿 児 島	11	11	11	11	11	11
	計	40	40	40	39	38	37
合 計	504	504	506	507	502	499	

第8期 最近の財政金融と大蔵省

法人税課について法人税第一課，同第二課，さらに管理課の設置を認めた。その後この課の増設は所得税課は39年7月に第三課まで，法人税課については38年6月に第四課まで，39年7月には第六課まで認めた。それだけ特定地域の税務の量的集中と増大とがあった。また副署長制のほか，38年7月からは国税調査官の制度を設け，39年7月からは国税徴収官制度を設けて徴税体制の充実を図った。この措置に際して国税局の国税調査官の一部を減員した。

以上の組織の変遷は，当然既設の組織による税務行政の遂行では間に合わなくなったことを示しているのであるが，そのような事情をこの組織の変遷に即して具体的に再述しよう。まず課の増設についてみれば，これは税務署を増設することでも避けられるわけであったが，税務署の総数は27年以降ほとんど変わらず，40年に507になったのが最高で42年には499に減じた。事務量の増加と地域的集中に対する措置は税務署の格上げによった。A, B, Cの署の局別推移を表示すれば第

第8-18表 種類別税務署数推移

年末 局別	31 33 35 36 37 38 39 40 41 42																																												
	東京	A	31	37	42	43	44	49	52	55	57	58	B	24	20	15	19	18	13	13	12	10	10	C	7	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	計	62	62	62	62	62	62	65	67	67
関東信越	A	8	10	10	12	12	15	17	18	19	23	B	21	21	21	38	38	35	33	34	35	31	C	31	29	29	10	10	10	9	7	5	5	計	60	60	60	60	60	60	59	59	59	59	
大阪	A	15	16	21	24	26	34	35	40	42	43	B	38	37	32	53	51	44	43	38	37	37	C	31	31	31	7	7	6	6	6	4	3	計	84	84	84	84	84	84	84	84	83	83	
札幌	A	3	4	4	4	5	6	6	9	10	12	B	8	6	6	17	16	15	15	14	13	11	C	19	20	20	9	9	9	9	7	7	6	計	30	30	30	30	30	30	30	30	30	29	

年末 局別	31 33 35 36 37 38 39 40 41 42																																											
	仙台	A	2	2	2	3	3	4	5	9	9	13	B	10	11	11	30	30	29	28	27	29	25	C	44	43	43	23	23	23	23	20	17	16	計	56	56	56	56	56	56	56	56	55
名古屋	A	10	11	12	14	16	20	22	25	28	29	B	19	21	20	27	25	21	21	18	15	15	C	19	16	16	7	7	7	5	5	4	2	計	48	48	48	48	48	48	48	48	47	46
金沢	A	2	2	3	3	4	4	4	4	4	5	B	6	6	5	9	8	8	8	8	9	8	C	7	7	7	3	3	3	3	3	2	2	計	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
広島	A	3	3	4	4	5	7	7	8	12	14	B	11	11	10	30	29	27	27	27	26	25	C	37	37	37	17	17	17	17	16	12	12	計	51	51	51	51	51	51	51	51	50	51
高松	A	4	4	4	4	4	4	4	4	5	6	B	3	3	3	15	15	15	15	15	14	14	C	21	21	21	9	9	9	9	9	7	6	計	28	28	28	28	28	28	28	28	27	26
福岡	A	5	6	7	7	7	8	9	9	9	10	B	11	9	8	21	21	20	19	19	20	19	C	14	15	15	2	2	2	2	2	2	2	計	30	30	30	30	30	30	30	30	31	31
熊本	A	2	2	4	4	4	4	4	5	7	7	B	6	6	4	18	18	18	18	19	21	23	C	32	32	32	18	18	18	18	15	10	7	計	40	40	40	40	40	40	40	39	38	37
合計	A	85	97	113	122	130	155	165	186	202	220	B	157	151	135	277	269	245	240	231	230	218	C	262	256	256	105	105	104	101	90	70	61	計	504	504	504	504	504	504	506	507	502	499

8-18表のようになる。31年に85であったAは35年に100を越え，41年に202となり，31年に262であったCは10年

第6章 大蔵省機構の拡充の推移

税務署は，37年に20であったのが42年に67となり，管理課についても同じく14が67に増加した。その設置数と増加とは東京，大阪，愛知3都府県が多いが，その他の地域についての増加が顕著で，この3都府県ではさらに所得税第三課，法人税第三課以上の設置に進んだ。法人税課については第四課，第五課と漸増するのではなく，一挙に第六課までが設置された。

このような署の昇格，設置地域の集中，課の増設のほかには特別な職制の設置についてみると，31年以降採用された徴収課，法人税課についての次長制は，33年に徴収課では京橋，浅草，墨田，名古屋西の4署，所得税課では墨田，札幌の2署，法人税課では神田，日本橋，京橋，芝，浅草，墨田，東，名古屋中の8署に拡大適用されたのち変更がなく，36年6月に廃止され，367年以降は上述の課の増設に振り替えられた。しかし，その際定員200名以上の税務署に採用した副署長制は64人にはじまって，37年74，38年88，39年124，40年153，41年189と増加し，42年に223，43年に246となった。また38年7月から採用した国税調査官制と，39年7月から採用した国税徴収官制についてみれば，国税調査官は発足時に370人以上と定めたが，39年7月に1,364人以上に増員し，その後40年7月に2,556人以上，41年7月に3,748人以上，42年7月に4,868人以上，43年7月に6,218人以上に増員した。国税徴収官は当初306人以上と定め，40年7月に414人以上，41年7月に522人以上，42年7月に702人以上，43年7月に852人以上に増員した。

42年7月には札幌国税局の夕張署が廃止され，その代りに税務署支署が初めて置かれた。

以上，国税局，税務署，税務署支署についての組織の変遷について記した。それは機構の拡充であるとともに，職務の特定局，特定署への集中を示すものでもあった。この事情は各局，各署の職員の定員の推移についてもみることができる。税務職員の増加はこの期間を通じて期待できなかったが，多少とも余裕のある局，署から，東京国税局とその管内税務署への集中的配置を進め，また各局内での配置調整を行なった。

第8-19表 A種税務署数増加推移

組織別 年末	31 33 35 36 37 38 39 40 41 42																																										
	東京国税局	31	37	42	43	44	49	52	55	57	58	内)東京	25	30	31	32	33	35	37	39	41	42	神奈川	4	5	8	8	8	10	11	12	12	12										
関東信越	8	10	10	12	12	15	17	18	19	23	内)埼玉	1	3	3	4	4	5	6	6	6	6																						
大阪	15	16	21	24	26	34	35	40	42	43	内)大阪	8	9	13	16	16	23	23	25	26	27	京都	3	3	3	3	3	4	4	6	7	7	兵庫	3	3	4	4	6	6	6	7	7	8
札幌	3	4	4	4	5	6	6	9	10	12																																	
仙台	2	2	2	3	3	4	5	9	9	13																																	
名古屋	10	11	12	14	16	20	22	25	28	29	内)愛知	7	8	8	9	10	11	13	14	14	15	静岡	2	2	3	3	4	5	5	7	8												
金沢	2	2	3	3	4	4	4	4	4	5	内)広島	1	1	1	1	2	3	3	4	5	6																						
広島	3	3	4	4	5	7	7	8	12	14	高松	4	4	4	4	4	4	4	4	5	6																						
福岡	5	6	7	7	7	8	9	9	9	10	内)福岡	3	4	5	5	5	5	6	6	6	7																						
熊本	2	2	4	4	4	4	4	5	7	7	熊本	2	2	4	4	4	4	4	5	7	7																						
合計	85	97	113	122	130	155	165	186	202	220																																	

備考：32・34両年には変更がない。

後の41年に70に減じた。Aの急増にもかかわらず，東京国税局では31から57に増加したにとどまり，主要な都府県のAの増加についてもこれに近い事情をみることができる。それはすでにB以下の署が僅少となっているためであった。A以上の課の設置の必要から，36年6月以降の課の増設が認められたのであって，所得税第一課，同第二課設置の署は，37年に20であったのが42年に118となり，法人税第一課，同第二課のある

第8-20表 課の増設の認められた税務署数の推移

府県別	年次	36	37	38	39	40	41	42	38	39	40	41	42
	管 理 課							所 得 税 第 三 課					
東 京	4	11	12	14	19	24	27		3	3	2	5	
大 阪		1	—	1	4	6	6					1	
愛 知		1	2	1	1	5	8				2	2	
そ の 他		1	1	4	9	12	26	1	1	1	1	2	
計	4	14	15	20	33	47	67	4	4	5	5	10	
所 得 税 第 一 課・所 得 税 第 二 課							法 人 税 第 四 課						
東 京	1	6	13	22	25	33	33	3	4	4	4	4	
大 阪		2	1	7	9	11	12		1	1	1	1	
愛 知		3	4	5	7	9	12				1	1	
そ の 他	1	9	12	25	36	55	61						
計	2	20	30	59	77	108	118	3	5	5	6	6	
法 人 税 第 一 課・法 人 税 第 二 課							法 人 税 第 五 課						
東 京	8	11	13	22	25	28	28		4	4	4	4	
大 阪	2	4	4	5	5	6	6						
愛 知	1	2	2	2	3	8	8						
そ の 他		3	2	9	15	22	25						
計	11	20	21	38	48	64	67	4	4	4	4	4	
法 人 税 第 三 課							法 人 税 第 六 課						
東 京		3	5	6	8	8	10		1	3	3	3	
大 阪				2	2	2	2						
愛 知				1	1	1	1						
そ の 他				1	1	2	2						
計		3	5	10	11	12	15		1	3	3	3	

講和後の大蔵省の組織の変遷は、初めにも記したように急速な経済の成長に対処したものであり、総じて機構拡充の方向を示した。それは組織運営の建前からしても当然多くの施設、人員の増加を期待するものであったが、税務署の定員がほとんど増加していないことにもみられるように、この膨大な機構を運営する職

員の増加は、この期間を通じてきわめて微々たるものであり、増員がなかったと評してもよいほどのものであった。この人員不足を補足するための措置が事務の簡素化、機械化であり、さらに研修等による職員の能力向上、能率の増進であった。

第8-21表 国税局別職員定数推移

(各年初現在)

	年初	東 京	関東信越	大 阪	札 幌	仙 台	名古屋	金 沢	広 島	高 松	福 岡	熊 本	計
国 税 局	28	1,534	601	1,369	449	495	815	266	581	297	462	448	7,316
	30	1,485	538	1,288	425	492	789	231	539	255	416	397	6,855
	32	1,477	534	1,277	416	490	779	229	533	259	414	389	6,797
	34	1,540	548	1,308	423	491	808	234	538	275	433	393	6,991
	36	1,544	551	1,308	403	493	796	235	515	276	435	379	6,935
	38	1,698	546	1,385	426	515	798	245	531	284	416	436	7,280
	40	1,475	537	1,189	361	429	684	243	464	281	420	332	* 6,415
	42	1,779	537	1,220	350	415	697	238	459	277	396	329	6,697
税 務 署	28	8,774	5,021	7,890	2,194	2,987	5,107	1,313	3,406	1,797	2,879	2,394	43,782
	30	8,694	4,798	7,812	2,143	2,961	4,958	1,190	3,235	1,756	2,794	2,261	42,602
	32	8,897	4,773	7,850	2,129	2,974	4,925	1,183	3,221	1,750	2,717	2,268	42,687
	34	9,045	4,659	7,889	2,120	3,004	4,864	1,171	3,190	1,740	2,618	2,211	42,511
	36	9,101	4,671	7,914	2,125	3,007	4,876	1,173	3,194	1,744	2,621	2,215	42,641
	38	9,808	4,470	7,917	2,121	3,031	4,780	1,145	3,122	1,713	2,510	2,116	42,733
	40	10,462	4,357	7,889	2,044	2,920	4,798	1,104	3,013	1,623	2,358	2,009	42,577
	42	10,900	4,244	8,000	1,988	2,799	4,910	1,044	2,902	1,482	2,134	1,841	42,224

備考 国税庁、各年度「事業年報書」による。国税局を通じて40年1,200人、42年1,000人の税務大学校研修生が除かれている。30年、34年は月3日現在実数。

第8-22表 大蔵省定員推移

	27年末	29	31	33	35	37	39	41	43	
大 蔵 省	内部部局	2,058	1,885	1,863	1,868	1,929	2,138	2,142	2,126	2,121
	付属機関	9,553	9,383	9,343	9,225	9,251	9,641	9,796	9,852	9,756
	造幣局	1,832	1,712	1,672	1,647	1,657	1,861	1,938	1,956	1,933
	印刷局	8,121	7,641	7,641	7,548	7,564	7,713	7,784	7,814	7,734
	その他	—	30	30	30	30	67	73	82	89
	地方支分部局	12,055	9,727	9,764	10,063	10,164	13,681	14,013	14,117	14,113
	財務局	6,663	5,887	5,897	6,007	6,068	6,635	6,645	6,627	6,578
	税関	* 5,392	3,840	3,867	4,056	4,096	7,046	7,368	7,490	7,535
	本省計	24,066	20,995	20,970	21,156	21,344	25,460	25,950	26,095	25,990
国 税 庁	内部部局	656	575	575	622	551	615	631	642	640
	付属機関	278	257	257	257	292	308	328	369	371
	地方支分部局	51,098	49,457	49,502	49,502	49,623	50,028	49,992	50,140	50,140
	国税局	7,159	6,855	6,815	7,002	6,953	7,295	7,415	7,916	8,055
	税務署	43,939	42,605	42,687	42,500	42,670	42,733	42,577	42,224	42,085
国税庁計	52,032	50,289	50,334	50,381	50,466	50,951	50,951	51,151	51,151	
大蔵省合計	76,098	71,284	71,304	71,537	71,810	76,411	76,901	77,246	77,141	

備考 \* 27年の税関のうち1,200人は特派職員